

2 いじめ防止基本方針

中島小学校

1 いじめ防止に対する基本的な認識

現在、いじめの問題解決は、我が国の教育における喫緊の課題となっており、昨今全国各地においていじめを苦にしたと考えられる児童生徒の自殺が相次いで発生するなど、大変憂慮すべき状況にある。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻く様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては、「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組み重要である。

平成25年度「いじめ防止対策推進法」が9月28日に施行され、「いじめ防止等の基本的な方針（国の基本方針）」が10月11日に策定された。（改定：平成29年3月）

これらを受け、本校も「いじめ防止基本方針」を策定し、以下の認識のもと、いじめ防止、解決にあたり学校・関係者が連携して取り組んでいく。

- いじめは絶対に許されない行為であること
- いじめは、「本校にも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- いじめについて、本校職員が自らの問題として受け止め、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要。

2 「いじめ」の定義について

【定義】（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在である。見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはならない。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言える。

また、この「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」は、固定したものではなく、入れ替わることもある。「加害者」が「被害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもある。

つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということである。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられる。

いじめが行われた時、周囲の者がはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され、深刻化する。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制される。つまり、いじめは、集団の行動の在り方と大きく関係している。

3 いじめの早期発見のために（SOSのサインをみのがさない）

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

(1) 積極的児童理解

早期発見の方法としては、様々な視点から情報を積極的に収集し、児童を積極的に理解する。また、日頃より、日常の会話や日記、アンケートや聞き取り等でのSOSの出し方を指導しておく。

観 察	授業中だけでなく、休み時間にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童理解に努める。 ※ 視点をまとめたものが「チェックリスト」である。
情報収集	肯定的な教育相談や学級・学校での相談ポスト設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童・保護者からの情報に耳を傾け、積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	面接、アンケート調査を通して客観的理解に努める。

(2) チェックリスト項目

チェックリストを活用し、早期発見に努める。

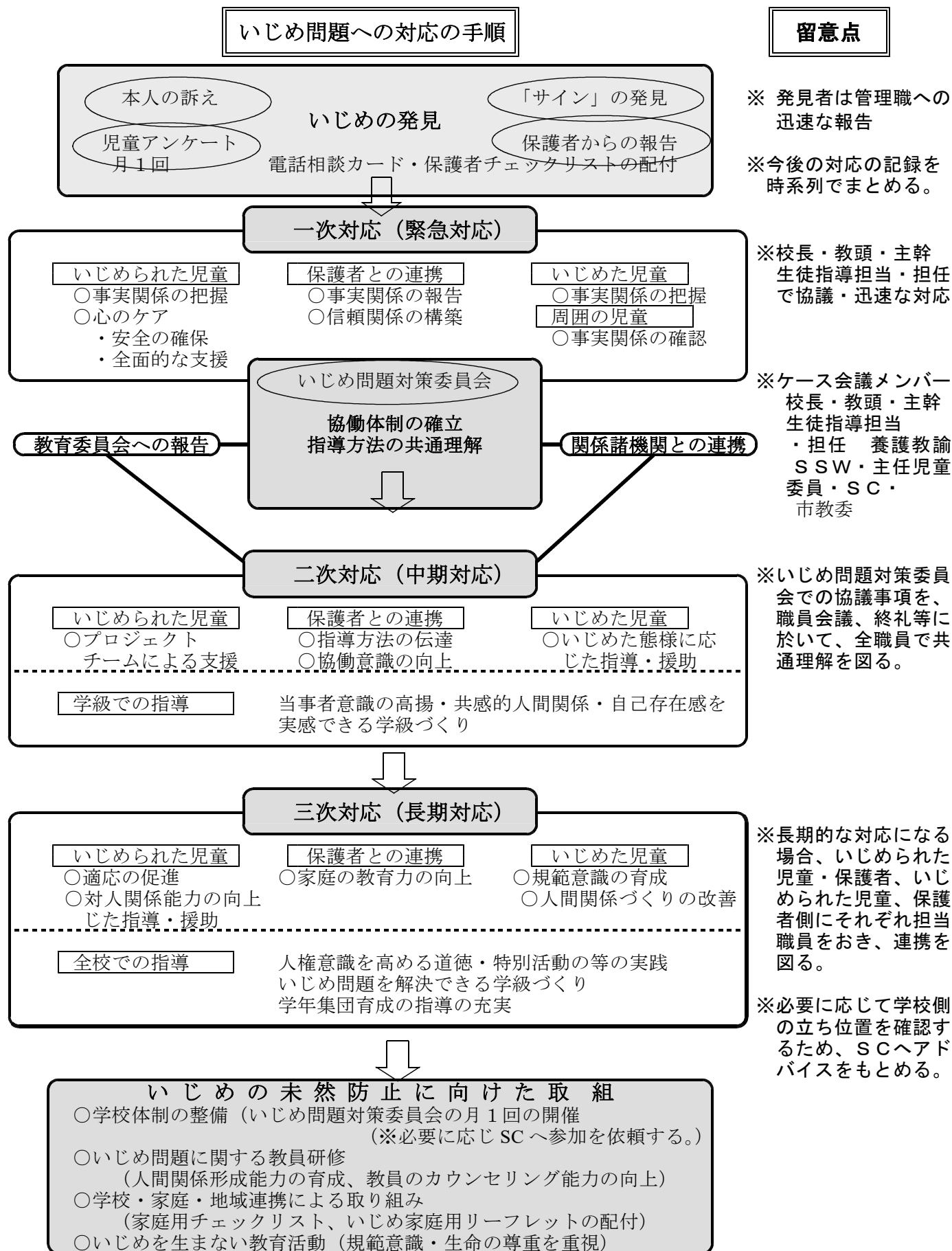
- ① 遅刻、早退、欠席の状況から
 - 一人遅れて教室へ入る。
 - 理由もないのに早退する。
 - 頭痛、腹痛、吐き気などの理由でたびたび休むようになる。
- ② 学習の状況から
 - 始業時刻ぎりぎりに学校へ来て、授業が終わるとすぐに下校する。
 - 学習に意欲をなくし、学業成績が極端に落ち込む。
 - 正しい意見なのに、なぜか指示されない。ほめると周囲から嘲笑が起こる。
- ③ 生活、行動の状況から
 - 休み時間や昼食時、放課後など、独りでいることが多くなる。
 - 用事もないのによく職員室に来る。
 - 常に他の児童の言いなりになっている。
 - 洋服が破れたり、汚れたりしている。
 - 物がなくなる、隠される、机やノートなどに落書きされる。
 - いつもおどおどしていて教師を避ける。
 - 生気がない、気持ちが落ち込んでいる、独りで泣いている。
 - 教育相談、日記、班ノートなどに不安、悩みなどを訴える。
 - グループから急に離れるなど、交遊関係が変化する。
 - 悪口や陰口の中に特定の名前が集中する。
 - 教師が近付くとグループの児童が不自然に分散する。
- ④ 健康の面から
 - 食欲がない、腹痛、吐き気などを訴える。
 - 打撲のあとや傷などが見られる。

(3) 「チェックリスト」活用状況の留意点

チェックリストは、早期発見のための一つの手立てとして考え、総合的に判断していく。

数量だけでは判断しないこと	単純にチェックされた項目の数量だけで、いじめの程度等を判断せず、日常生活をきちんと観察するとともに、児童の話を傾聴する。
ポイントを過信しないこと	チェックリストは、一つのサインである。 教師の眼で内容をさらに具体化する。
対応が目的であること	チェックをすることだけが目的ではない。 適切かつ迅速な対応を心がける。
総合的に判断すること	心理検査等の客観的な情報や、多くの教師の目で見た情報と合わせて総合的に判断する。

4 いじめ問題への対応と留意点



5 早期発見・早期対応にむけての計画、職員研修計画

早期発見・早期対応に向けての計画	職員研修計画
① 早期発見 ○ 教職員 ・教育相談の実施（5月、11月、2月） ・学級経営（いじめ不登校防止対策委員会）（全職員参加 毎月1回） 気になる児童の情報共有化と指導方針の共通理解 ・いじめ問題対策委員会（毎月1回） ・サインへの気づき（日常的に） チェックリストの活用 日常観察と生活背景の理解 時間の共有 遊び、給食、掃除（師弟同行） ○ 児童 ・いじめアンケートの実施（毎月） ・相談ポストの設置（常時） ○ 保護者 ・リーフレット、チェックリストの配布（4月） ・いじめアンケートの実施（6月・11月） ② 早期対応（必要に応じて迅速に） ○いじめ問題対策委員会の開催 ○家庭との連携 ○関係機関との連携（市教委、SC、SV、児相、警察等）	① 児童理解・人権感覚を高める研修 毎月 児童理解会議の実施による情報の共有 5月 事例研修会による感受性・共感性の高揚 7月 縉騎前半取組みの評価・改善 事例研修会による感受性・共感性の高揚 8月 いじめに係る正しい認識と共通理解（いじめ防止対策推進法、いじめのメカニズム、新福岡県いじめ問題総合対策等） 10月 教育相談方法についての研修 12月 後期前半の取り組み評価・改善 事例研修会による感受性・共感性の高揚 2月 次年度教育指導計画作成による共通理解 3月 後期後半取組み評価・改善 ② 市、県主催による人権・同和教育、生徒指導研修会への参加と報告による共有

6 重大事態への対処

（1）重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

（2）学校が実施すべき事項

- 学校が調査を行う場合の学校の下組織と事実関係の調査
- 学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供
- 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告

（3）調査の実施

- 学校は重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告する。
- 学校は事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、調査開始前には被害者・保護者に対し、調査についての丁寧な説明を行う。
- 学校で調査を行うための組織は、校内いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。

（4）調査の報告

- 学校は調査を行ったときは、当該調査にかかるいじめを受けて児童等及びその保護者に対し、事実関係等のその他の必要な情報を適切に提供するものとする。